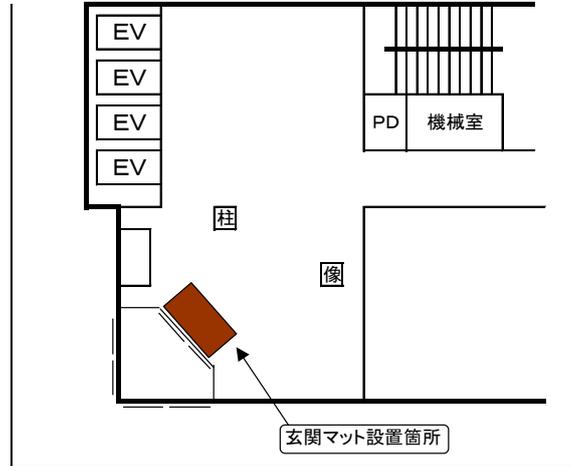


## 広告付き玄関マット設置仕様書

### 1 主な仕様等

- (1) 広告の種類 広告付き玄関マットの設置  
(2) 設置場所 本庁舎第一別館の正面玄関



- (3) 設置枚数 1枚  
(4) マットサイズ 縦1.5m×横2.8m  
(5) 広告スペース 縦1.5m×横1.4m (※半分以上は県のイメージを表示する。)  
(6) マットの材質 靴底のクリーニング機能、防塵機能、吸水機能及び滑り止め機能を持つもの

### 2 広告の掲示期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 3 玄関マットの作成等

- (1) 玄関マットの製作・設置は、広告主と広告取扱業者（マット設置者）との契約に基づき広告取扱業者が行うものとする。  
(2) 広告取扱業者は、2週間に1度マットをクリーニング(洗い替え)するものとする。  
(3) マットの製作費及びクリーニング費用は、広告主の負担とする。

### 4 行政財産の使用許可等

広告取扱業者は、行政財産使用許可申請書を提出し、知事の許可を受けるとともに行政財産使用料を県に納付しなければならない。

(参考：行政財産使用料 2,430円/年×4.2㎡=10,210円/年)